

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱の改正概要

1. 住宅段階的耐震改修支援事業の追加

■改正内容

上部構造評点 0.7 未満の住宅を 0.7 以上に向上させる耐震改修を行うことで、揺れの後に襲ってくる津波や火災から避難できる可能性が高くなることや、耐震改修のメニューが増えることにより金銭面、生活面での負担が軽減される場合もあることから、いずれ十分な補強を実施することを前提に、第一段階として上部構造評点 0.7 以上の耐震性を確保する補強工事を支援対象に追加する。

■改正箇所

第 2 条第 2 6 号
別表第 3

2. 住宅耐震対策市町村緊急支援事業の補助対象経費の拡充について

■改正内容

耐震改修設計の上乗せ補助に対する支援を強化するために補助率を引き上げる。
コンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減に要する費用を追加する。
また、市町村の事業規模の拡大に伴い、市町村ごとの補助対象限度額を事業ごとの限度額に改める。

■改正箇所

別表第 8

・補助対象経費

コンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減に要する費用を追加する。

・補助対象経費

限度額を削除し、事業ごとの限度額を定める。

・補助率

耐震改修設計に係る所有者負担経費の軽減に要する経費については4分の3以内とする。

3. 空き家活用促進事業補助対象限度額の拡充について

■改正内容

空き建築物の集合住宅への再生活用を促進するため、限度額を棟当たりから戸当たり改める。

また、こうち健康・省エネ住宅仕様に再生する場合の上限額を定める。

■改正箇所

第 2 条第 2 7 号
別表第 7